



# 宮 崎 県 公 報

平成31年2月4日(月曜日) 第 3069 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 県道の路線の認定…………… (道路保全課) 1
- 県道の路線の廃止…………… ( “ ) 1

頁

### 公 告

- 道路の区域の決定…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域の変更(3件)…………… ( “ ) 2
- 道路の供用の開始…………… ( “ ) 2
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 3
- 知事が行う都市計画事業の施行の公告…………… (都市計画課) 3

## 告 示

### 宮崎県告示第72号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成31年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510600648	訪問介護事業所つどい	日向市春原町2-20マリナーズビル101号	合同会社つどい	日向市春原町2-20マリナーズビル101号	平成31年2月1日	同行援護

### 宮崎県告示第73号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定により、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成31年2月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
408	矢岳高原京町線	えびの市大字西川北	
		えびの市大字向江	

その関係図面は、平成31年2月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
408	西川北京町温泉停車場線	えびの市大字西川北	
		えびの市京町	

### 宮崎県告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成31年2月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県告示第74号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
408	県道	矢岳高 原京町 線	えびの市大 字西川北黒 原国有林30 11林班ハ小 班から同市 大字向江字 昭和通 934 番5地先ま で	4.9～ 109.0	9,450. 5

**宮崎県告示第76号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年2月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
53	県道	京町小 林線	えびの市大 字向江字昭 和通 943番 1地先から 同市同大字 字原口 420 番17まで	旧	5.0～ 43.0	615.0
			えびの市大 字向江字竈 田 588番4 地先から同 市同大字字 原口 420番 17まで		14.0～ 37.6	
			えびの市大 字向江字昭 和通 943番 1地先から 同市同大字 字原口 420 番17まで	新	5.0～ 43.0	615.0
					12.0～ 37.6	420.0

**宮崎県告示第77号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年2月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林 2098林班ろ 小班から同 郡同町同大 字中尾国有 林2098林班 ろ小班まで	旧	5.9～ 14.5	235.2
				新	9.5～ 26.3	

**宮崎県告示第78号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年2月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林 2098林班り 小班から同 郡同町同大 字中尾国有 林2098林班 り小班まで	旧	5.8～ 21.8	192.3
				新	6.9～ 31.7	

**宮崎県告示第79号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年2月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
408	県道	矢岳高 原京町	えびの市大 字西川北黒	平成31年2月4日

線

原国有林30  
11林班ハ小  
班から同市  
大字向江字  
昭和通 934  
番5地先ま  
で

公

告

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、  
建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成31年2月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因と なった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-27)第4316号	前田工務店	前田 清範	宮崎県東諸 県郡綾町北 保4142-2	一般	建築工事業、大工工事業	平成30年12月 4日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年12月4日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第5074号	末長建設	長友 末次郎	宮崎県西都 市大字三宅 798-1	一般	建築工事業、大工工事業	平成30年12月 27日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年12月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第 10618号	(有)宮島組	宮島 幹雄	宮崎県都城 市菓子野町 10759-6	一般	土木工事業	平成30年12月 18日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年12月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第1735号	(有)徳永建設	徳永 裕司	宮崎県小林 市大字細野 2011-36	一般	左官工事業、板金工事業、 ガラス工事業、塗 装工事業、防水工事業 、建具工事業	平成30年12月 14日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年12月14日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第2083号	(株)生目設備	坂本 史郎	宮崎県宮崎 市大字浮田 32	一般	消防施設工事業	平成30年12月 19日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年12月19日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第 10339号	(有)東亜設備	山崎 雅彦	宮崎県宮崎 市吉村町中 無田甲 509 - 1	一般	消防施設工事業	平成30年12月 26日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年12月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 13564号	康成建設	小牧 康輝	宮崎県小林 市細野4539 - 6	一般	しゅんせつ工事業、塗 装工事業、解体工事業	平成30年12月 11日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年12月11日 (一部廃業)

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 2 項の規定による  
次の都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、  
公告する。

平成31年2月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画事業の種類及び名称  
都城広域都市計画道路事業 3・4・66号 中央西通線（大王  
工区）
- 施行者の名称  
宮崎県
- 事務所の所在及び名称  
都城市北原町24の21  
宮崎県都城土木事務所
- 事業地の所在  
収用の部分  
宮崎県都城市大王町地内

使用の部分

なし

--	--